令和８年６月
公益財団法人 北海道環境財団

**よくあるご質問**
**「地域における再エネ等由来水素利活用促進事業」**
**B　水素利活用機器導入及び社会実装支援事業（略称：機器支援）**

| 区分 | 通番 | 質 問 | 回 答 |
|---|---|---|---|
| 補助対象経費について | 1 | 公募要領の補助対象設備となっている水電解装置、バッファタンク、水素充填ユニット、水素吸蔵合金のうち複数の申請は可能ですか。可能な場合、それぞれ申請が必要でしょうか。 | 同一のサプライチェーンを構築するものであれば複数の設備でも申請が可能です。<br>また、その際は一つのサプライチェーンで一つの申請としてください。 |
| | 2 | 「水素ボイラー」の新設・増設は補助対象となりますか。 | 新設、増設ともに補助対象になります。 |
| | 3 | 対象事業の要件として、「将来的に再エネ等由来水素への移行の計画がある場合は、副生水素も対象とする。」と記載がありますが、「将来的に」とは、具体的な移行期間はあるでしょうか。 | 具体的な移行期間について決まりは設けていませんが、審査に当たり移行の確実性について判断が必要なため、再エネ由来水素へ移行する具体的な計画を申請時にお示しください。 |
| | 4 | 水素ボイラーの応募を検討しておりますが、付随する水素タンクやボイラー用軟水器は補助対象となりますか。 | 水素タンクは補助対象となります。<br>また、サプライチェーンの社会実装に必要と認める設備も補助対象となりますが、設置状況などにもよりますので、具体的な計画等を明示の上、ご相談ください。 |
| その他留意事項 | 5 | この補助事業は、水素ステーションも補助対象となるでしょうか。 | 水素ステーションは補助対象外となります。 |
| | 6 | 混焼設備では「一般的な設備との差額」とありますが、「一般的な設備」とはどのようなものになりますか？ | 「一般的な設備」とは、当事業で導入される水素利用設備・機器と同等の能力を持った他エネルギーを利用する設備・機器のことを言います。補助金額の算出に必要なことから「一般的な設備」の見積書の取得も必要となります。<br>また、CO2削減計算にも利用されますので併せて仕様書もご用意ください。 |
| | 7 | 補助事業完了後、二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を大臣に提出、とありますが専焼水素ボイラーの場合、化石燃料から水素利用になるので、CO2はゼロになると思いますが、それでも報告は必要でしょうか。 | 当事業においては、導入設備・機器の種類を問わず、事業実施報告書の提出は必要です。<br>なお、当該事業実施報告書は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から３年間の期間について、提出をいただくことになります。 |
| | 8 | 製造する水素の「一部」を燃料電池自動車に供給する計画の場合、供給割合に決まりはあるのでしょうか？ | 本事業は自動車等車両向けの水素供給を目的とする事業ではないため、車両以外を主たる用途として、エネルギー起源のCO2を削減する計画でなければなりません。 |
| R８年度事業について | 9 | グリーン水素を運搬して使用する場合は、"地域の再エネ等を活用して製造した水素"であると考えてよいか。 | 再エネ等由来水素の運搬による調達であっても応募は可能です。ただし、事業としてのCO2削減効果として運搬時のCO2排出量を考慮する必要があります。<br>ご不明な場合は事前にご相談ください。 |
| | 10 | 産業用燃料電池について、出力（何kW以上）等の性能上の規定はありでしょうか。 | 特に性能上の規定はありませんが、家庭用燃料電池（エネファーム）よりも発電出力が大きく、事業の目的に合致した仕様・性能であることが必要です。<br>家庭用のみとして販売されているものは不可です。 |